

参 考 資 料

[地方自治・地域再生]

- 参考資料1 「条例による法令の上書き権」の創設（答申1）
..... 1
- 参考資料2 国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示
（答申2） 9
- 参考資料3 郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大
（答申3） 21

[地域医療]

- 参考資料4 過疎地等における病院と診療所の連携に係る
特例措置（答申4） 31

[健康づくり産業]

- 参考資料5 健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設
（答申5） 39

「条例による法令の上書き権」の創設<新旧対照表>

区分	現行	権限移譲等後
イメージ図	<p>【「条例による法令の上書き権」の創設】</p> <p>○現状では、<u>条例による法令の上書き権の規定はない。</u></p> <p><国> 個別の法律、政令、省令等による義務付け・枠づけなど</p> <p><地方> 全国画一的な施策の展開（地域の特性に応じた施策展開ができない）</p>	<p>【「条例による法令の上書き権」の創設】</p> <p>○ <u>地方自治法 § 14 ②に上書き権の規定を設ける。</u></p> <p><国> 条例による法令の上書き権を認めるよう地方自治法を改正</p> <p><地方> 自由度の拡大 → 全国一律ではなく、地域の特性に応じた施策の展開</p>
法令制度	<p>■ 条例制定に関する規定</p> <p>○ 憲法 § 94 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。</p> <p>○ 地方自治法 § 14 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務を制定できる。</p> <p>② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。</p> <p>■ 地方自治体の事務に関する規定</p> <p>○ 地方自治法 § 2 ② 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務に法律又はこれに基づく政令により処理することとされているものを処理する。</p> <p>○ 地方自治法 § 2 ⑬ 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は地方公共団体の特性に応じて当該事務を処理することができるように特に配慮しなければならない。</p> <p>■ 国と地方の役割分担に関する規定</p> <p>○ 憲法 § 92 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。</p> <p>○ 地方自治法 § 1-2 ②</p>	<p>【特区提案】</p> <p>○ 地方自治法 § 14 ②に、「普通地方公共団体（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第 2 条により政令で指定されたものに限る。以下本条において同じ。）は、第 2 条第 2 項の事務について定める法令の規定に關して、地域の特性に応じて当該法令を施行するため、条例で、当該法令の規定の全部又は一部を適用せず、又は必要な制限を附加し、補完し、若しくは緩和し、若しくはこれらの規定に代えて適用すべき事項を定めることができ、若しくはこれらに代えて適用すべき事項を、この限りでない。」旨の規定を追加する。</p> <p>⇨ 「上書き」については、地方自治法 § 1-2 ②に規定される国の役割を侵害したり、法律の明示的規定やその趣旨・目的に反するものでなければ、地方自治法 § 14 ①で規定する「法律に違反しない」と考える。</p>

国は、(略)住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たっては、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにならなければならない。

○地方自治法 § 2 ①

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。

○地方自治法 § 2 ②

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、運用するようにならなければならない。

「条例による法令の上書き権」の意義

- 条例による法令の上書きとは、全国画一的でない、地域の特性に応じた施策展開をするため、条例により、法令の規定の全部又は一部を適用せず、又は必要な制限を附加し、補完し、若しくは緩和し、若しくはこれらの規定に代えて適用すべき事項を定めることである。
- 例えば、廃棄物の処分場を許可するとき、北海道では土地が広大であるので、周辺住民の生活環境への配慮をより厳しく求めても立地場所を見つけることは可能であるが、現行の法令では全国一律の基準を満たすなら知事は許可せざるを得ない。このような全国画一的なやり方ではなく、地域の特性に応じて法令上の基準などを条例で書き換えることができるようにするのが条例による法令の上書きである。
- その方法は大きく二つあり、一つは法令の中に「何々法第何条第何項に関しては上書きができる」旨の規定を設けておく方法、もう一つは地方自治法の中に「自治体は地域の特性に応じて必要があれば上書きできる」と一般的に規定する方法であり、今回の提案は後者である。
- 前者の方法は、国においても現在取り組んでいるところであるが、前述の廃棄物処分場の許可のような法定受託事務が検討対象に入っていないこと、また、限られた時間内で法整備を行うことから仮に全部を把握しきれずに漏れがあった場合には上書きができなくなる恐れがあることの二点において射程に限界がある。
- このため、今回の提案では、「上書き権」として、特定広域団体が法定受託事務も含めて上書きできることを地方自治法の中に一般的に規定することを求めるものである。
- その場合においても、あらゆる法令が上書きできるのではなく、特定広域団体である地方公共団体（現状では北海道のみ）の事務について定める法令の規定が上書きの対象であること、地域の特性に応じて当該法令を施行するために上書きするものであること、個別の法律において上書きを禁じる規定が置かれた場合には上書きはできないものであることの三つの制約を設けるものである。
- 個別の法律において上書きを禁じる規定が置かれた場合には上書きができないという仕組みは、現行法にも先例がある。地方自治法第252条の17の2～252条の17の4の「条例による事務処理の特例制度」である。この制度では、個別法で知事の権限とされているも

のを、都道府県の条例で市町村長の権限に変えることができ、それを禁じたい場合は、個別法でこの特例制度の適用を除外する規定を置くこととされている。

- このような特例制度を地方自治法に置くことができるのは、地方自治法が日本国憲法の地方自治の保障に関する規定を背景として政府間関係を規定している特別な地位にあるからに外ならない。それゆえに、憲法第94条において地方公共団体は法律の範囲内で条例を定めることができるとされ、地方自治法第14条第1項において普通地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し条例を制定できるとされているにもかかわらず、この特例制度に拠るならば法令上知事の権限とされているものを条例により市町村長の権限に変えることができるのである。上書きについての法理論上の整合性もこれと同様に考えることができる。

- こうした上書き権を認めることは、将来の道州制の制度設計においても重要な検討課題となることから、道州制特区推進法の適用団体であり、地勢的にも特殊性のある北海道についてモデル的に創設し、その実践状況を道州制特区推進法に基づき推進本部が行う評価の過程で十分に検証して知見を得ることが有益である。

地方分権改革推進委員会「第2次勧告」の概要

【 基本的事項 】

- 勧告日：12月8日（同日、麻生総理に提出）
- 第2次勧告の内容
 - ・ 義務付け・枠付けの見直し
 - ・ 国の出先機関の見直し

1. 義務付け・枠付けの見直し

- ※ 義務付け～一定の課題に対処すべく地方自治体に一定の活動を義務付けること
- ※ 枠付け～地方自治体の活動について、手続き、判断基準等の枠付けを行うこと

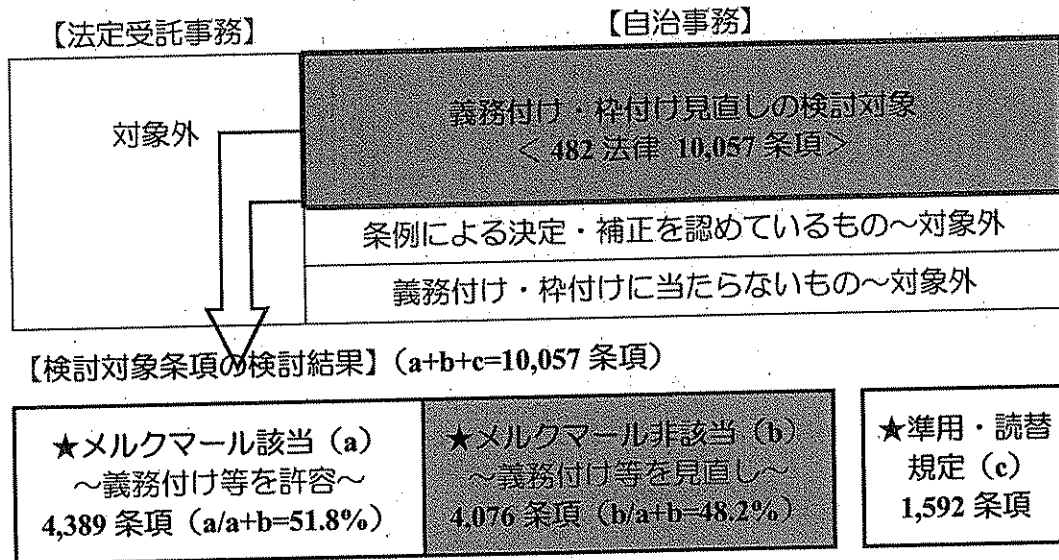
(1) 検討対象

自治事務のうち法令によって義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないものを抽出（482法律、10,057条項）

(2) 判断基準

国の役割とすべきメルクマールを設定し、対象条項を点検（メルクマールは、全国的に統一基準が必要な事務など）

(3) 検討結果



★ 見直しの具体例

- ・ 全国一律の基準病床数設定の廃止
- ・ 福祉施設基準要件の緩和（児童福祉施設、養護老人ホームなど）
- ・ 保健所長の医師資格要件の廃止
- ・ 土地利用基本計画に係る国土交通大臣の協議、同意の廃止
- ・ 公営住宅整備基準の廃止 など

(4) 今後の予定

- ・ メルクマール非該当とされたものについては、「第3次勧告」に向け、義務付け等の「廃止」、「条例委任」等の取扱を整理する。
- ・ 特に、①施設・公物設置管理の基準、②協議、同意、許可・認可・承認、③計画等の策定及びその手続については、重点的に検討

2. 国の出先機関の見直し

(1) 事務・権限の見直し

- ・ 昨年5月、経済財政諮問会議が見直しを提案した「8府省 15 系統」の国の出先機関の見直しを提案
- ・ 分権委員会では、提案のあった出先機関の事務・権限について各府省ヒアリングを実施し、事務・権限の「廃止（独法化）」、「地方への移譲」などの見直しの方向を提示（別紙1）

(2) 組織の見直し

【見直しの考え方】

- (1)の仕分け結果に基づき、組織を次の考え方に沿って見直し（別紙2）

① 二重行政の弊害是正の観点等からの組織の見直し

- ア 府省を超えた総合的な出先機関への統廃合
- イ 同一府省における出先機関の統廃合
- ウ 府県単位機関のブロック単位機関への統廃合

② 二重行政の弊害等がない場合には現行の組織を存続

- 地域との連携やガバナンスの確保の仕組みの検討

- ・ 総合的な出先機関と地元自治体との協議機関の設置
- ・ 公共事業の適正性、透明性を確保する仕組み

(3) 事務・権限と組織の見直しに伴う人員・財源の取扱い

○ 人員の移管等の取扱い

- ・ 事務・権限の地方移譲に伴い、国から地方への職員の移行が不可欠
- ・ 事務・権限の廃止縮小、組織の統廃合等に伴い、要員規模のスリム化が必要
- 円滑な実施を図る仕組みの検討
- ・ 総合調整を行うための国と地方を通じた横断的組織（本部）の設置
- ・ 制度的な措置（退職金の負担、身分の取扱い、処遇上の取扱い等）等

○ 財源の手当の取扱い

必要な財源確保に向け、引き続き検討

(4) 出先機関の改革の実現に向けて

出先機関の見直しに係る一連の改革により、総人件費改革などにより約7,700人、直轄国道や一級河川の地方への移管などにより約1万人、さらに将来的には、国のハローワーク職員の地方への移管を行うことなどにより、合計で35,000人程度の削減を目指す。

■日本国憲法（昭和二十一年十一月三日憲法）

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

■地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

○2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

第二条 地方公共団体は、法人とする。

○2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

○3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第五項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

○4 市町村は、その事務を処理するに当たつては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

○5 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるものを処理するものとする。

○6 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当たつては、相互に競合しないようにしなければならない。

○7 特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、その事務を処理する。

○8 この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

- 9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。
 - 一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）
 - 二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）
- 10 この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。
- 11 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。
- 12 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。
- 13 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。
- 14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- 15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。
- 16 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。
- 17 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- 2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- 3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示＜新旧対照表＞

区分	現 行	権 限 移 譲 等 後								
イメージ図	<p>【国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示】</p> <p>○ 国の出先機関の予算や人員体制等については、情報開示が行われておらず、また、道州制特区推進法に基づく権限移譲等の提案については、特定広域団体は財源等について検証できないまま移譲を求めている。</p> <table border="1" data-bbox="550 1126 847 1888"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道州制特別区域基本方針</td> <td>道州制特区推進法 § 5 ①の規定に基づき、基本方針が定められているが、国の出先機関の予算や人員体制等に関する情報開示を求める条項はない。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	道州制特別区域基本方針	道州制特区推進法 § 5 ①の規定に基づき、基本方針が定められているが、国の出先機関の予算や人員体制等に関する情報開示を求める条項はない。	<p>【国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示】</p> <p>○ 道州制特区推進法に基づく国からの権限移譲について、事前に財源や人員体制等を把握した上で移譲を求めることができるよう、特定広域団体に対する情報開示の特例を認める。</p> <table border="1" data-bbox="550 219 842 1048"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道州制特別区域基本方針</td> <td>特定広域団体が国に対して権限移譲に関する提案を行うに当たり、それに伴う予算や人員体制等に係る情報開示を事前に求めることができるとともに、国は、遅滞なく、その情報を開示しなければならない旨の条項を、基本方針に追加する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>特定広域団体において、権限及びそれに係る予算、人員体制等について、その内容を事前に把握し、その権限移譲に係る検証を行うことができる。</p>	区 分	内 容	道州制特別区域基本方針	特定広域団体が国に対して権限移譲に関する提案を行うに当たり、それに伴う予算や人員体制等に係る情報開示を事前に求めることができるとともに、国は、遅滞なく、その情報を開示しなければならない旨の条項を、基本方針に追加する。
区 分	内 容									
道州制特別区域基本方針	道州制特区推進法 § 5 ①の規定に基づき、基本方針が定められているが、国の出先機関の予算や人員体制等に関する情報開示を求める条項はない。									
区 分	内 容									
道州制特別区域基本方針	特定広域団体が国に対して権限移譲に関する提案を行うに当たり、それに伴う予算や人員体制等に係る情報開示を事前に求めることができるとともに、国は、遅滞なく、その情報を開示しなければならない旨の条項を、基本方針に追加する。									
法令制度	<p>○ 道州制特別区域基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広域行政の推進の意義及び目標 2 広域行政の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針 3 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画及び当該計画の計画期間 4 道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項 5 広域行政の推進の評価に関する基本的な事項 <p>(略)</p>	<p>【特区提案】</p> <p>○ 道州制特別区域基本方針に、特定広域団体が道州制特別区域基本方針の変更提案をしようとする場合は、事前に国に対してその変更提案に伴う予算や人員体制等に係る情報開示を求めることができ、その申し出があった場合、国は、遅滞なく、その情報を開示しなければならない旨の条項を追加する。</p>								

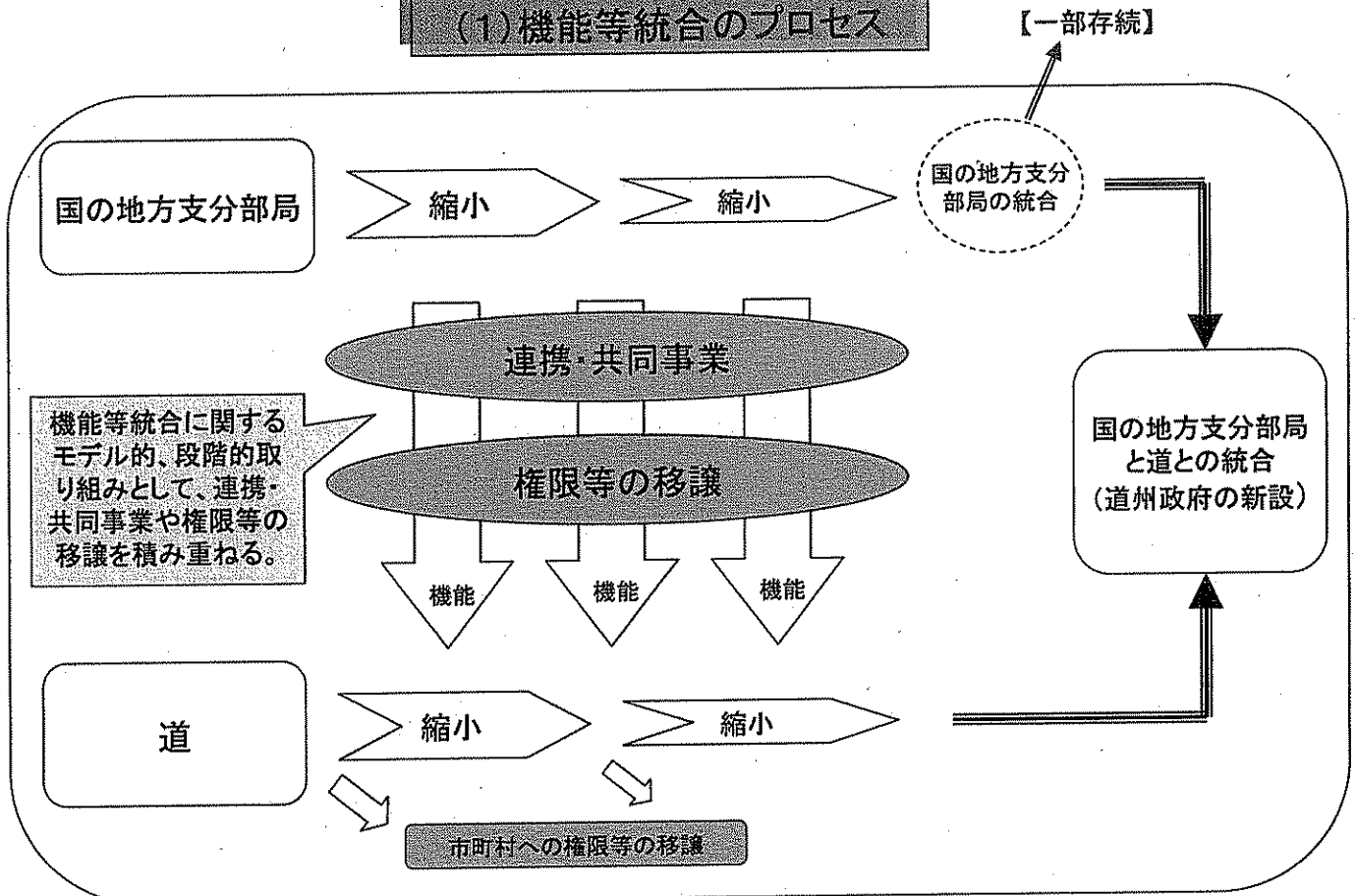
道州制特区に向けた提案(第1回) の具体化について ～国から地方へ、官から民へ～

平成16年8月

北海道

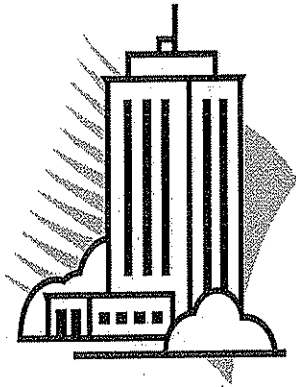
2 国の地方支分部局との機能等統合の取り組み

(1) 機能等統合のプロセス



3 国の地方支分部局の統合及び道との統合

(1) 第1段階統合



- 北海道総合通信局 ※ 建制順
- 北海道財務局
- 札幌国税局
- 北海道厚生局
- 北海道労働局
- 北海道農政事務所
- 北海道森林管理局(国営企業)
- 北海道経済産業局
- 北海道開発局
- 北海道運輸局
- 東・西北海道地区自然保護事務所 など

<考え方>

ここに掲げているものは、将来の統合や業務調整が想定される地方支分部局の例であり、将来とも国が担う業務のみを行っている部局は除いている。

(仮称)北海道総合行政庁

(仮称)総合行政推進会議
(知事も参画)

総務部門

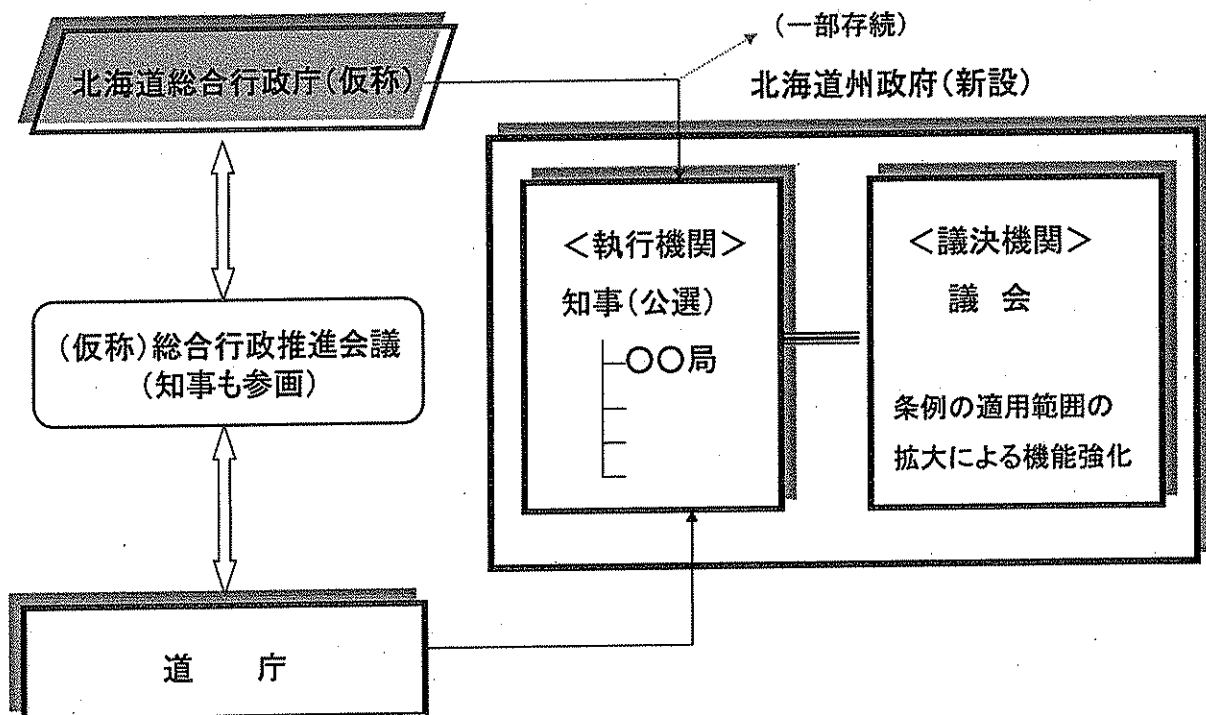
※総務・出納部門は分離し、

出納部門

一括処理を目指す。

開発局、経産局、労働局、運輸局など

(2) 第2段階統合



◆ 北海道内の国の地方支分部局の事務のうち、道州制においては道州又は市町村が担うと考えられるもの

＜北海道総合通信局＞

- 情報通信による地域振興
 - ・地域情報化への支援、IT人材基盤の強化
 - ・情報通信の利用環境の整備 等

＜北海道労働局＞

- 職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業・労働者派遣事業の監督
- 高年齢者・障害者の雇用の確保
- 地域雇用開発促進法に規定する地域雇用開発に関する事務
- 男女の均等な雇用機会・待遇の確保
- 育児・家族介護を行う労働者の福祉の増進 等

＜北海道農政事務所＞

- 消費者保護、飲食品・農畜産物の生産・流通・消費の増進・改善・調整
- 食品産業に関する業務
- 農林水産物の生産過程に係る安全性の確保
- 農産物の検査、日本農林規格、品質表示基準
- トレーサビリティシステムの推進 等

＜北海道開発局＞

- 北海道開発に関する総合的な施策に係る計画に関する調査・調整・計画の推進
- 補助事業に係る助成・指導
- 1級河川（指定区間外）の整備・管理
- 直轄国道・開発道路の整備・管理
- 空港の整備（2種A空港、共用飛行場）
- 港湾の整備
- 水産基盤整備事業（4種漁港、3種漁港）
- 直轄の土地改良事業 等

＜北海道地方環境事務所＞

- 法に基づく国指定の自然環境保全地域の管理
- 国立公園の管理
- 国指定鳥獣保護区の管理（開発行為等の許可）
- 自然環境の健全な利用のための活動の増進 等

＜北海道厚生局＞

- 栄養士、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師、保育士などの各種養成施設の指定、指導監督
- 食品衛生に関する承認・指導等
 - ・総合衛生管理製造過程による食品の製造・加工に係る承認等
- 国民健康保険の保険者、国保連合会への指導、監督事務
- 老人保健法の規定による市町村等への指導事務
- 介護保険法の規定による介護サービス事業者等への指導事務 等

＜北海道経済産業局＞

- 各種産業（食関連産業、バイオ産業、サービス産業、情報処理産業、中小小売商業、製造産業、環境産業等）の振興
- 中小企業振興対策、地域産業の振興施策
- 地域振興施策・産業立地の推進
- 総合的な省エネルギーに関する政策、新エネルギー等の開発・導入促進 等

＜北海道運輸局＞

- 交通機関の整備に関する基本施策の企画立案
- 観光の振興、旅行業・ホテル・旅館の登録
- トラック事業の許可、安全等監査
- バス事業、タクシー事業の許可、安全等監査、自動車の登録、検査
- 造船業、港湾運送、港湾運送事業の発展、改善、調整 等

＜北海道森林管理局＞

- 国有財産（企業用財産）としての国有林野の管理経営
 - ・経営計画の策定と計画に基づく伐採、造林、林道開設、国土の保全、森林管理
- 民有林直轄治山事業の実施 等

＜北海道財務局＞

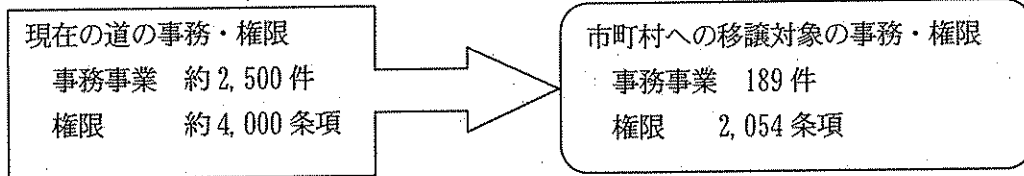
- 経済・金融に関する調査
- 地方公共団体への財政投融資資金の貸付
- たばこ卸売販売業者の登録、たばこ小売販売業者の許可
- 塩製造業者、塩卸売販売業者の登録 等

※ 資料：地域主権型社会のモデル構想2007（平成19年6月 北海道）

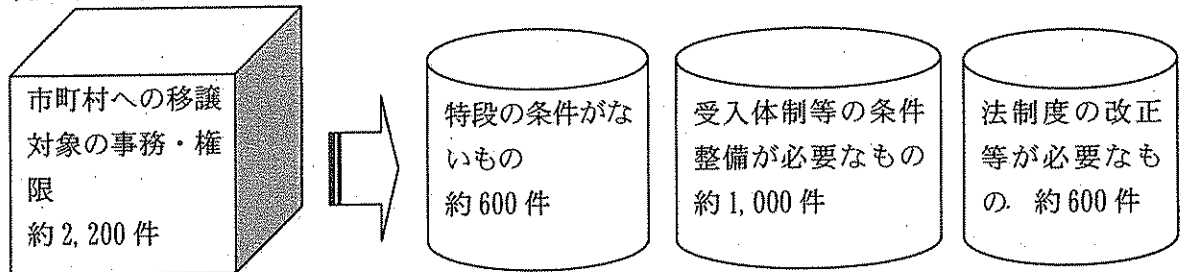
道から市町村への事務・権限の移譲

◆ 移譲方針で移譲対象としている事務・権限

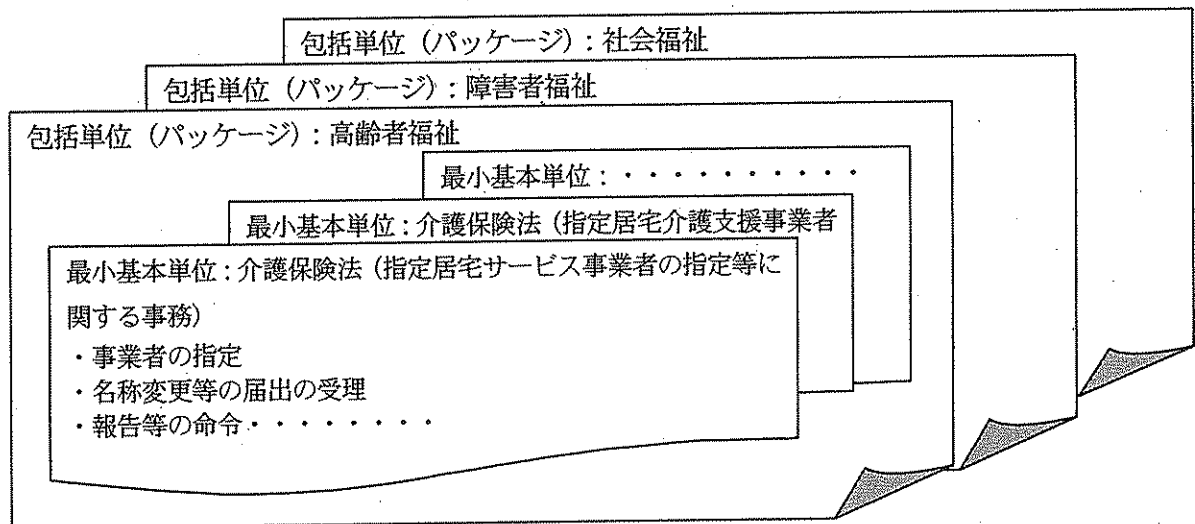
- ① 将来の目指す方向として道州制を念頭におき、道州制における市町村と道州の役割分担を具体的に明示の上、市町村が要望しやすいように移譲可能な事務・権限を網羅的にリスト化し、提示しています。



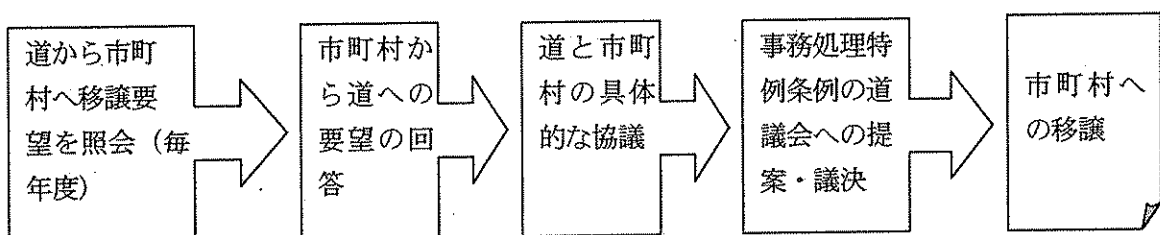
- ② 市町村への事務・権限の移譲に際し、受け入れ体制の整備や法制度の改正等の必要性の有無により、事務・権限を特段の条件がないもの、受け入れ体制等の条件整備が必要なもの、法制度の改正等が必要なものに3区分しています。



- ③ 移譲に当たっては、同一の法令における一連の権限を「最小基本単位」とし、住民の利便性や効率的な行政の推進という観点から、原則として関連する複数の最小基本単位を包括化した「包括単位（パッケージ）」ごとに移譲を推進しています。



◆ 移譲までの流れ



事務・権限移譲リスト(平成20年4月改訂版)の全体構成

はじめに	
事務・権限移譲リストの全体構成	*当表です。この「事務・権限移譲リスト」の全体構成を示しています。
事務・権限移譲リストの改訂の考え方(平成20年4月改訂版)	*平成17年3月版、18年5月改訂版、19年4月改訂版に続き、今回の改訂に当たっての考え方を示しています。

最小基本単位等一覧	
【第1・2区分】 最小基本単位等一覧	* 現在移譲が可能な第1区分(移譲方針のA区分:特段の条件のない権限)と第2区分(移譲方針のB区分:受入体制等の条件整備が必要な権限)の権限の一覧です。
【第3区分】 最小基本単位等一覧	* 現行制度では、特例条例により移譲することが困難である第3区分(移譲方針のC区分:法制度の改正等が必要な権限)の権限の一覧です。
【第4区分】 最小基本単位等一覧	* 既に、道内の全市町村へ移譲済みの権限の一覧です。
【適用除外】 最小基本単位等一覧	* 権限移譲ではなく、市町村が自ら条例制定することにより、道条例の適用除外となる権限の一覧です。

第1区分・第2区分データシート	
最小基本単位一覧の見方	*市町村職員の方が、実際に移譲要望を検討する際の基本となる【第1・2区分】 最小基本単位等一覧の見方を解説しますので、最初にご覧ください。
データシートの見方	*データシートの各情報項目の見方を解説していますので、データシートを実際にご覧になる前にご一読ください。
データシート	*現在、道から市町村へ移譲できる第1区分(移譲方針:A区分)、第2区分(移譲方針:B区分)の最小基本単位ごとのデータシート集です。
第1区分:特段の条件がない権限	*市町村職員の皆様は、当データシートに基づき、移譲要望を提出してください。
第2区分:受入体制等の条件整備が必要な権限	
第1章 保健・医療・福祉	
01 児童福祉その1	母子及び寡婦福祉法
02 高齢者福祉	老人福祉法、社会福祉法、介護保険法
03 児童福祉その2	児童福祉法
04 民生委員	民生委員法
05 障害者福祉その1	身体障害者福祉法、障害者自立支援法
06 障害者福祉その2	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
07 社会福祉その1	戦傷病者特別援護法、生活保護法
08 社会福祉その2	生活保護法
09 薬剤師等	薬事法、毒物及び劇物取締法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、温泉法
10 給食	健康増進法
11 医療	母子保健法、母体保護法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、歯科技工士法、歯科衛生士法、医療法、臨床検査技師等に関する法律、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法
12 食品衛生	食品衛生法、食品の製造販売行商等衛生条例、かきの処理等に関する衛生条例、と畜場法、化製場等に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
13 生活衛生	公衆浴場法、公衆浴場法施行条例、興行場法、クリーニング業法、旅館業法、理容師法、美容師法
14 動物	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、北海道動物の愛護及び管理に関する条例
15 児童福祉その3	児童福祉法
16 パスポート	旅券法
17 児童福祉その4	児童福祉法
第2章 教育文化	
01 教育文化その1	博物館法、社会教育法
02 教育文化その2	文化財保護法、北海道文化財保護条例
03 教育文化その3	文化財保護法、北海道文化財保護条例
04 教育文化その4	文化財保護法
第3章 産業・雇用	
01 資源エネルギー	武器等製造法、電気事業の業務の適正化に関する法律、電気用品安全法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、砂利採取法、北海道砂利採取計画の認可に関する条例、採石法、石油パイプライン事業法、水洗炭業に関する法律、火薬類取締法
02 商工業その1	工場立地法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律、商工会法、小売商業調整特別措置法、中小小売商業振興法

03 農業その1	農地法、農業振興地域の整備に関する法律、牧野法、果樹農業振興特別措置法、家畜取引法、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例
04 農業その2	農任組合法
05 森林・林業その1	分収林特別措置法
06 商工業その2	小売商業調整特別措置法
07 商工業その3	中小企業等協同組合法
08 漁港	北海道漁港管理条例
09 森林・林業その2	森林法
10 計量	計量法
11 商工業その4	大規模小売店舗立地法
第4章 環境保全	
01 自然環境	北海道自然環境等保全条例、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
02 浄化槽	浄化槽法
03 環境その1	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、北海道浄化槽保守点検業者に関する条例、水道法、北海道公害防止条例、土壌汚染対策法
04 環境その2	墓地・埋葬等に関する法律、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、北海道胞衣及び産わい物処理条例
05 環境その3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、使用済自動車の再資源化等に関する法律
第5章 まちづくり	
01 屋外広告物	屋外広告物法、北海道屋外広告物条例
02 都市整備その1	マンションの建替えの円滑化等に関する法律
03 山村振興	山村振興法
04 過疎振興	過疎地域自立促進特別措置法
05 都市計画その1	軌道法、都市計画法、風致地区内建築等規制条例、都市緑地法、駐車場法、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律、被災市街地復興特別措置法
06 都市整備その2	都市再開発法
07 市民活動	特定非営利活動促進法
08 空港	北海道空港条例
09 都市整備その3	租税特別措置法施行令
10 住宅その1	租税特別措置法
11 都市環境その1	土地区画整理法
12 都市環境その2	土地区画整理法、宅地造成等規制法、租税特別措置法、都市計画法
13 建築基準等	北海道福祉のまちづくり条例、建築物の耐震改修の促進に関する法律、建築基準法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、浄化槽法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
14 都市整備その4	都市再開発法
15 住宅その2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、高齢者の居住の安定確保に関する法律
16 都市計画その2	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
第6章 国土保全・防災	
01 砂防	公有水面埋立法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
02 河川その1	国有財産法
03 公有地	公有地の拡大の推進に関する法律
04 森林・林業その3	森林法
05 河川その2	不動産登記法

第3区分 法制度の改正等が必要な権限	*特例条例で移譲するために、法令や制度の改正等が必要である権限です(移譲方針:C区分)。
第4区分 既にすべての市町村へ移譲済みの権限	*道内全180市町村に移譲済みの権限です。
その他 適用除外	*権限移譲ではなく、市町村が自ら条例制定することにより、道条例の適用除外となる権限です。
改訂による主な変更内容	*平成19年4月改訂版移譲リストとの主な変更点として、区分変更や新たな追加などをまとめました。
参考資料	*移譲方針、権限移譲事務交付金要綱をまとめました。

《データシートの見方》

◎第1・2区分の最小基本単位のデータベースのデータシートの例です。解説をふきだして記載しましたので参考にしてください。

◆法令・最小基本単位名と基本情報を見れば、最低限必要な情報がわかるようにまとめました。

◆【目安情報マーク】このマークをまず確認して、事務のイメージを！

- 条例化：すでに道は特例条例化しており、市町村への移譲実績がある事務
- 条件なし：第1区分(A区分)特段の移譲条件のない事務
- 地域限定：法令による地域指定や施設等があることが、移譲の前提となる事務
- 法定のみ：個別法令の定めによる移譲のみの事務(特例条例による移譲なし)
- 件数なし：近年、処分量がなく、今後も件数発生の見込みが少ない事務

法	令	旅券法
最小基本単位	一般旅券の発給申請受理・交付に関する事務	

No. 01-17-04
◆最小基本単位等一覧のシートNoと対応

基本情報	区分	保健・医療・福祉	パッケージ	パスポート
	規模	受入体制等の条件整備が整った市町村及び特例市・中核市・指定都市が対象		
	移譲条件	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・IC旅券交付端末を整備すること。 ・庁舎内、または、近隣での利便施設(写真、印紙、証紙売店等)を確保すること。 *ただし、住民への事前周知に努めれば、確保が困難な場合でも移譲が可能 ・支庁申請と同様の処理日数で窓口開設することが可能であること *離島所在市町村では緩和 	
	移譲済団体数	法定移譲	なし	◆法令の定めによる移譲実績数 例:指定市・中核市、保健所設置市、限定行政庁
	道担当課	本庁等	知事政策部 知事室 国際課 国際企画グループ、パスポートグループ	
	支庁等	支庁 地域振興部 総務課 総務係(石狩支庁を除く。)		
備考	移譲先市町村において第1号、第6号若しくは第7号の申請、第8号の届出、第10号の返納又は第12号の申出(以下「申請等」という。)を行う者が、移譲先市町村の備える住民基本台帳に記録されている場合に係るものに限る。 ただし、急を要する申請等の場合その他の規則で定める場合に係るものは、この限りでない。			

◆移譲の前提となる法令に基づく地域指定などの内容を記載
◆受入体制等の条件内容

◆道の各部・教育庁の特例条例による移譲実績数。
★特例条例の確認方法
<http://www.reiki.pref.hokkaido.jp/>

から[第3類]-[第8章]、[第13類]-[第1章]に掲載

◆区分変動の内容
◆一部移譲除外する事務がある場合
◆他の権限との関連
◆移譲条件等の補足
◆追加移譲の要請に関する情報

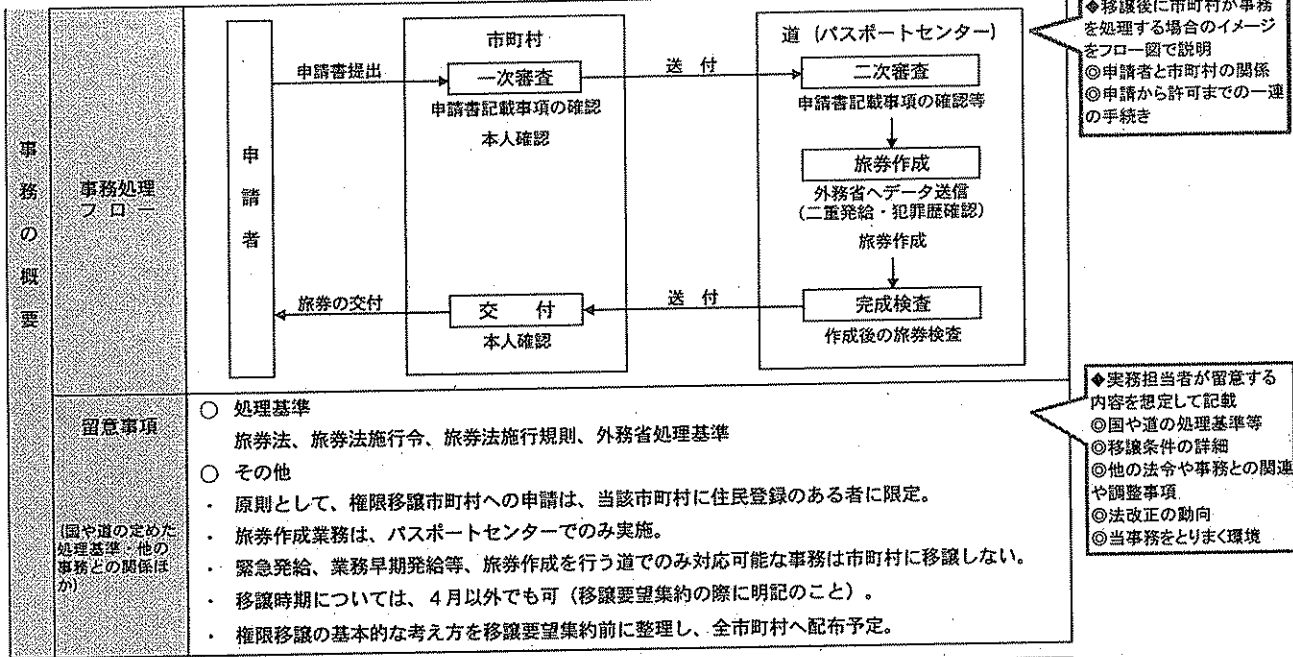
◆北海道権限移譲事務交付金交付要綱第4条別表に連動して記載
◆法定移譲の場合は、地方財政措置

No.	根拠法令	内 容	H18 全道 処分量	H19 交付金 単 価
1	3条1項	一般旅券の発給の申請の受理	117,619	1,350
2	3条2項ただし書	申請者の身分上の事実の確認	0	No. 1 含む
3	3条2項2号	申請者の身分上の事実の認定	0	No. 1 含む
4	3条3項	申請者が人違いでないこと等の確認	0	No. 1 含む
5	8条1項(10条4項及び12条3項で準用する場合を含む)	一般旅券の交付	0	No. 1 含む
6	10条1項ただし書	一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理	2,876	136
7	12条1項	一般旅券の査証欄の増補の申請の受理	176	345
8	17条1項及び2項	一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理	0	No. 1 含む
9	17条3項	届出者が人違いでないこと等の確認	0	No. 1 含む
10	19条5項	一般旅券の返納の受理	0	No. 1 含む
11	19条6項	返納を受けた一般旅券の還付	0	No. 1 含む
12	3条1項	申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理	0	No. 1 含む
13	3条2項	出頭した者が申請者の指定した者であることの確認	0	No. 1 含む

注) 全道処分量は、特例条例による移譲済市町村分を含めたもの

事務概要	【一般旅券の申請受理・交付等】 市町村窓口において、①旅券(パスポート)の新規発給、②旅券の記載事項の訂正(本籍地、姓名の変更等)、③旅券査証欄の増補(ビザを押印するページの増)などに係る申請書及び添付書類等の審査・受理及び交付(旅券の作成は道で行う。) 【旅券の紛失または焼失の届出】 市町村窓口において、旅券を紛失した場合の届出の受理。 【返納旅券の受理及び還付】 市町村窓口において、失効旅券の受理及び保有を希望する名義人への還付。
------	--

◆法令の趣旨や移譲事務の概要を平易化して記載
◆難しい専門用語の説明



◆ 移譲を受けるに当たって、市町村は何を準備すればよいのかイメージできる情報をまとめた

想定される事務量 (年間処理件数)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般旅券の発給申請受理・交付 1件当たり22分程度（年間処理件数は市町村により多寡有） ・ 記載事項訂正申請の受理・交付 1件当たり 2.2分程度（年間処理件数は市町村により多寡有） ・ 査証欄増補申請の受理・交付 1件当たり 5.5分程度（年間処理件数は市町村により多寡有） <p>* 市町村によって申請件数に差がありますので、件数データの詳細は各支庁総務課総務係（石狩支庁管内の市町村は本庁国際課国際企画グループ）へお問い合わせください。</p>	◆ 移譲後の市町村での処理件数や事務量の目安を
整備が必要な組織体制等 (人員・資格者・機器等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎内又は近隣のパスポート用写真、収入印紙、収入証紙売店等の利便施設の確保すること（困難な場合は、住民への事前周知に努める）。 ・ IC旅券交付端末の整備等が可能なこと。 ・ 原則、支庁申請と同様の処理日数で窓口開設することが可能であること（離島所在市町村における処理日数要件は緩和する）。 ・ 事務従事者は正職員1名以上（他業務との兼務可）を申請件数の多寡に応じて配置すること。ただし、正職員による支援体制があれば嘱託職員、臨時職員による対応も可。 	◆ 移譲を受けるために必要な組織体制等の目安を記載 ◎ 『基本情報』の「移譲条件（その他）」欄で提示された内容（資格者の配置や必要な機器等） ◎ 想定される職員数、勤務形態
整備が必要な条例・規則等	特になし	◆ 市町村が実際に整備する必要のある（あるいはのぞましい）条例や規則、要綱、公示などを記載
住民への周知の必要性	移譲市町村における旅券事務の実施に当たっては、住民が混乱することなく適切な申請窓口で申請を行うことができるよう、市町村広報誌などを通じ、住民に対し十分な周知が必要。	◆ 実際の事務処理に当たって、見落としがちなことや確認が必要なことを記載
実際の事務手続き上の留意点・アドバイス	特になし	
道の処理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般旅券の発給 115,576件 ・ 記載事項の訂正 2,820件 ・ 査証欄増補 174件 	
組織体制 (処分権者・人員等)	事務処理体制 パスポートセンター20名（非常勤職員含む）、各支庁地域振興部総務課総務係（石狩支庁を除く）で対応。	

移譲事務に係る道の措置

財政的措置	前年度の事務処理件数に応じ権限移譲事務交付金により措置する。	
人的措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の求めに応じて調整・協議する。 ・ 事前に研修を実施するとともに、市町村からの要望に基づき実務指導等を通宜行う。 	
住民への周知	「条例改正の公報掲載」を行う（他の周知方法については、検討中）。	
方法 (説明会・個別説明)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 21年2月頃を目処に市町村職員への研修を実施する。 ・ 市町村への権限移譲の実施にあたってのさまざまな課題について、あらかじめ十分な説明を行うとともに、道の支援協力体制並びに道、市町村、関係機関の連携体制の充実を図る。 	◆ 引き継ぎのための説明会や個別説明、研修等の時期や方法を記載
引継等	<ul style="list-style-type: none"> 直近の実例 H20.2 市町村職員を対象に集合研修（TV会議利用）を実施。 H20.3 市町村職員を対象にパスポートセンターにて実務研修を実施。 	◆ 近年、引継ぎの移譲実績があるものは、実例を紹介
	マニュアル等の配布	◆ 引き継ぎに配付するマニュアルや資料があれば記載
	<ul style="list-style-type: none"> 直近の実例 H18.5以降適宜 旅券事務処理マニュアル・旅券業務研修用DVD（パスポート申請・交付マニュアル）の配布 	◆ 近年、移譲実績があるものは、資料名など紹介
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等があれば、担当部又は支庁で随時対応する。	

■道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律

(平成十八年十二月二十日法律第百十六号)

(道州制特別区域基本方針)

第五条 政府は、広域行政の推進に関する基本的な方針（以下「道州制特別区域基本方針」という。）を定めなければならない。

2 道州制特別区域基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 広域行政の推進の意義及び目標に関する事項
- 二 広域行政の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 三 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置（特定事務等の範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。）についての計画及び当該計画の計画期間

四 第七条第一項に規定する道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項

五 この法律の規定による広域行政の推進の評価に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、広域行政の推進のために必要な事項

3～5 略

(特定広域団体の提案)

第六条 特定広域団体は、広域行政の推進に関して、内閣総理大臣に対し、次条第一項に規定する道州制特別区域計画の実施を通じて得られた知見に基づき、道州制特別区域基本方針の変更についての提案（以下この条において「変更提案」という。）をすることができる。この場合においては、当該変更提案に係る道州制特別区域基本方針の変更の素案を添えなければならない。

2 特定広域団体は、変更提案をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上、当該特定広域団体の議会の議決を経なければならない。

3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、道州制特別区域推進本部の議を経て、当該変更提案を踏まえた道州制特別区域基本方針の変更（変更提案に係る道州制特別区域基本方針の変更の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる道州制特別区域基本方針の変更をいう。次項において同じ。）をする必要があると認めるときは、遅滞なく、道州制特別区域推進本部が作成した当該道州制特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、道州制特別区域推進本部の議を経て、当該変更提案を踏まえた道州制特別区域基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした特定広域団体に通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(道州制特別区域計画の作成)

第七条 特定広域団体は、道州制特別区域基本方針に基づき、その広域行政の推進に関する計画（以下「道州制特別区域計画」という。）を作成することができる。

2 道州制特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 道州制特別区域計画の目標
- 二 当該特定広域団体が実施しようとする広域的施策の内容

三 前号の広域的施策を効果的かつ効率的に実施するために当該広域的施策と併せて実施しようとする特定事務等に関する事項

四 特定広域団体が道である場合にあっては、次に掲げる国が実施している工事又は事業のうち第二号の広域的施策を効果的かつ効率的に実施するために当該広域的施策と併せて自ら実施しようとするものの内容

イ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事（火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において施行するものを除き、同法第六条第一項の規定により国土交通大臣が管理し、その工事を施行し、又はその維持をしている砂防設備で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものに係るものに限る。）

ロ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業（国が当該保安施設事業を行っている森林又は原野その他の土地の区域のうち国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条に規定する国有林野以外の土地の区域で農林水産大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものにおけるものに限る。）

ハ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第一項に規定する道道（同法第八十八条第二項の規定により国土交通大臣が道である特定広域団体の権限の全部又は一部を行っているものに限る。）で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものの改築に関する事業

ニ 河川法（昭和三十一年法律第百六十七号）第五条第一項に規定する二級河川（同法第九十六条の規定に基づく政令の規定により国土交通大臣が道である特定広域団体の知事の権限の全部又は一部を行っているものに限る。）で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものの改良工事

五 第二号の広域的施策の施策効果（当該広域的施策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が住民の生活、経済及び社会並びに行政運営に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。）の把握及びこれを基礎とする評価に関する事項

六 その他内閣府令で定める事項

3 特定広域団体は、道州制特別区域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上、当該特定広域団体の議会の議決を経なければならない。

4 特定広域団体は、道州制特別区域計画を作成したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出するとともに、内閣府令で定めるところにより、公告しなければならない。

5 前二項の規定は、道州制特別区域計画の変更について準用する。

（国の援助）

第八条 国は、特定広域団体に対し、道州制特別区域計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

